

誓約書

私は白井市に対し、先端設備等導入計画に係る認定の申請にあたり
以下の内容を厳守することを誓約致します。

記

- 一.白井市の導入促進基本計画の内容に沿い、要件を満たしています。
- 一.申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- 一.計画の申請をした事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））は次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）を行った者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 一.白井市から申請の内容について調査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 一.申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、直ちに認定を取り消すことに応じます。
- 一.国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が計画の要件の該当性等を審査するために必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、計画の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて白井市が提供することに同意します。
- 一.計画の申請に係る書類一式について、全ての証拠書類を今後認定に伴う支援を受けられる期間の間、保存します。
- 一.誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、本計画の認定に伴う支援を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。
- 一.白井市が保有する市税・使用料その他の公課に関する課税及び許認可等、補助金・支援金の申請及び交付状況等の情報について、白井市が審査のために調査することに同意します。

以上

令和 年 月 日

白井市長 様

所在地
名称
代表者名（自署）